

## 5. 日中活動の利用方法について

複数の障害福祉サービス等を併用する場合、その利用の組み合わせについては、下記の通りですのでご注意ください。

### 参考資料

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  
(平成18年10月31日障発第1031001号) (抜粋)

障害福祉サービス種類相互の算定関係について

介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。例えば、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）を受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うことについては、本来、居宅介護の家事援助として行う場合は、本人の安否確認、健康チェック等も併せて行うべきであることから、居宅介護（家事援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない。一方、日中活動サービスを受けていない時間帯においては居宅介護の所定単位数を算定することができる。

また、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を算定した場合を除く。）には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

上記のことを踏まえ、大分市の取り扱いは次のとおりとします。

## (1) 基本的な考え方

①報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスを同一日に複数利用することはできない。

例：午前中に生活介護を利用し、午後から就労継続支援B型を利用する場合など

②報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスと、時間単位で算定される障害福祉サービスの併用は可能。

例：1日就労継続支援B型を利用し、帰宅後に居宅介護を利用する場合など

③報酬単価が日額で算定される障害福祉サービスと、障害福祉サービス以外のサービスを同一日に複数利用する場合は、障害福祉サービス以外のサービスの内容による。

例1：就労継続支援B型と、訪問看護を利用する場合、訪問看護は時間単位のサービスであるため、就労継続支援B型利用の開始前または終了後であり、利用時間が重複しなければ可能である。

例2：就労継続支援B型と、デイケアを利用する場合、デイケアは1日または半日単位のサービスであるため、時間の重複により利用不可。  
(時間の重複のないナイトケアは利用可能)

## (2) 日中活動サービスのサービス利用時間について

日中活動サービスに係る利用時間（サービス提供時間）の下限は具体的に設定をしていません。しかしながら、日中活動サービスの報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価しており、また、個々の利用者について個別支援計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供し評価する必要があることから、終日のサービス利用を基本としています。やむなく半日（昼食を含んで午前中または午後のみ）の利用となる場合はその理由を明確にし、終日の利用に向けた取り組みをサービス等利用計画や個別支援計画に記載してください。

## (3) 日中活動サービスの複数利用について

日中活動サービスについては、その効果的な支援を図る観点から、通常、同一種類のサービスを継続して利用することが一般的であるとされています。しかし、障がい者によっては複数のサービス利用をすることで、より効果的な支

援が期待できることも考えられることから、下記手続きにより複数のサービスを利用することの必要性が確認できる場合に限り、日中活動サービスの複数利用について決定をしています。なお、原則として、下記以外のサービスの組み合わせによる複数のサービス利用は想定していませんので、ご注意ください。

(国事業の場合)

サービスの組み合わせ	支給決定の可否を検討するケース	必要書類
生活介護と 就労継続支援B型	重度障がい者等で、毎日の就労が困難である場合等を想定	①利用予定の各事業所から、複数サービスの支給決定が必要であることの理由書 様式集31ページ参照
自立訓練と 就労継続支援B型	自立訓練と福祉的就労を同時並行して実施することで訓練効果が認められる場合	

(国事業と地域事業)

サービスの組み合わせ	支給決定の可否を検討するケース	必要書類
就労継続支援B型 地域活動支援事業Ⅲ型	サービスの趣旨、目的が類似しているため、必要に応じて併用可能	
生活介護 地域活動支援事業Ⅱ型		
就労継続支援B型 地域活動支援事業Ⅱ型	重度障がい者等で、毎日の就労、生産活動、リハビリテーション又は訓練が困難である場合等を想定	サービス等利用計画(案)にそれぞれのサービスを利用する必要があることの理由を明記
生活介護 地域活動支援事業Ⅲ型		
自立訓練 地域活動支援事業Ⅲ型		